

## 第2章 防 災 組 織

### 第1節 外ヶ浜町防災会議

町の地域内に係る防災に関し、町の業務及び町の区域内の防災関係機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等を通じる総合的かつ計画的な実施を図るため、長の附属機関として防災会議を設置するものとする。なお、防災会議の組織及び所掌事務は条例で定めるものとする。

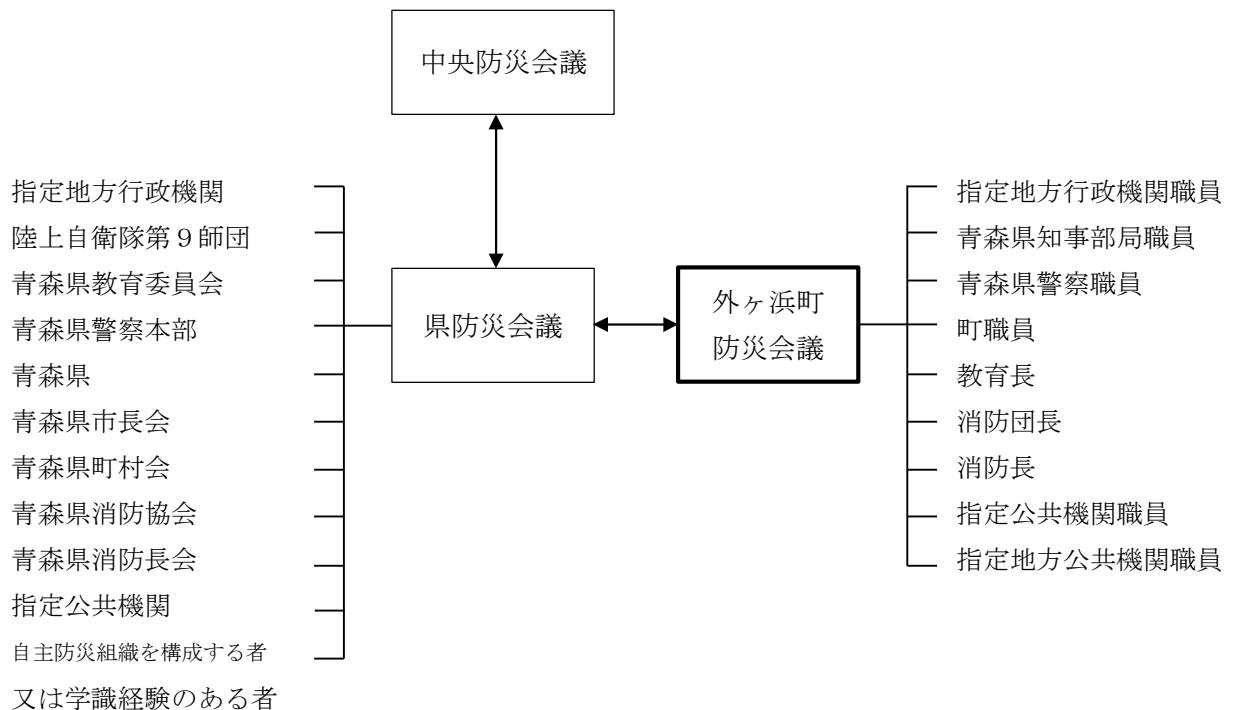
#### 1. 組織

防災会議条例に基づく組織は、会長である町長と次に掲げる者（委員）をもって組織する。

（防災会議条例第3条第5項）

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 青森県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 青森県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防団長
- (7) 消防長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者

[外ヶ浜町防災会議組織図]



#### 2. 事務局

防災会議の事務局を総務課に置く。

#### 3. 所掌事務

外ヶ浜町防災会議条例に基づく所掌事務は、次のとおりである。

- (1) 地域防災計画を作成し、その実施を推進すること
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

## 第2節 配備態勢

町の地域内に風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の配備態勢は次のとおりとする。

	準備態勢 1号	警戒態勢		非常態勢 3号
		2号－1	2号－2	
概要	災害情報等の収集・共有を実施し、状況により警戒態勢に円滑に移行できる態勢	災害情報等の収集・共有、応急対策を実施し、状況に応じて警戒態勢2号－2に円滑に移行できる態勢	災害情報等の収集・共有し、応急対策を実施し、状況に応じて非常態勢に円滑に移行できる態勢	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、全序的に応急対策を実施する態勢
配備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次のいずれかの気象注意報等が発表された場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>①大雨注意報</li> <li>②洪水注意報</li> <li>③高潮注意報</li> <li>④強風注意報</li> <li>⑤大雪注意報</li> <li>⑥風雪注意報</li> <li>⑦竜巻注意情報</li> </ul> </li>   <li>・震度4の地震が観測された場合</li>   <li>・町長が指示したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次のいずれかの気象警報が発表された場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>①大雨警報</li> <li>②暴風警報</li> <li>③洪水警報</li> <li>④高潮警報</li> <li>⑤大雪警報（概ね積雪1m以上）</li> <li>⑥暴風雪警報</li> <li>・指定河川洪水予報の予報区域で、避難判断水位に到達した場合</li> <li>・水位周知河川で、避難判断水位に到達した場合</li> <li>・夜間から明け方に、前記の事象が予想される場合</li> <li>・岩木山又は八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル2が発表された場合</li>   <li>・震度5弱の地震が観測された場合</li>   <li>・町長が指示したとき</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒情報が発表された場合</li> <li>・指定河川洪水予報の予報区域で、氾濫危険水位に到達した場合</li> <li>・水位周知河川で、氾濫危険水位に到達した場合</li> <li>・気象庁又は県の観測点において、24時間降水量が100mmを超え、その後も30mm/h程度の降雨が2時間以上続くと予想される場合</li> <li>・記録的短時間大雨情報が発表された場合</li> <li>・他都道府県において特別警報が発表された台風又は前線が町又は近傍を通過すると予想される場合</li> <li>・前記に該当しない場合で、町の地域内で甚大な被害が発生することが想定される場合</li> <li>・岩木山又は八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル3が発表された場合</li> <li>・震度5強の地震が観測された場合</li> <li>・津波注意報が発表された場合</li> <li>・町長が指示したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象の特別警報が発表された場合</li> <li>・岩木山又は八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合、又は噴火警報レベルに関わらず被害が発生した場合</li>   <li>・震度6弱以上の地震が観測された場合</li> <li>・津波警報又は大津波警報が発表された場合</li> <li>・町内に大規模な被害の発生、又は発生するおそれがある場合で町長が必要と認める場合</li> </ul>
組織	—	災害情報連絡室	災害警戒本部	災害対策本部
配備決定者	総務課長	総務課長	総務部長	町長
態勢責任者	総務課長	総務課長	災害警戒本部長 (総務部長)	本部長 (町長)

### 第3節 外ヶ浜町災害対策本部

町の地域内に地震・津波災害が発生し、又は災害による被害が発生するおそれがあるため応急措置を円滑かつ的確に講じる必要があると認めるときは、町長は災害対策本部を設置し、町防災会議と緊密な連携のもとに災害予防対策及び災害応急対策（以下「災害対策」という。）を実施するものとする。

なお、町災害対策本部を設置したときは、県災害対策本部に報告するものとする。

#### 1. 設置・廃止及び伝達（通知）

災害対策本部は、次の基準により設置又は廃止する。

##### (1) 設置基準

第2章2節「配備態勢」の表中「非常態勢3号」の項に定めるとおり。

##### (2) 廃止基準

災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき

##### (3) 設置及び廃止時の通知等

ア. 災害対策本部を設置したときは、速やかに次の区分により通知及び公表するとともに、災害対策本部の表示を、災害対策本部を設置した庁舎の庁舎正面玄関及び災害対策本部設置場所に掲示する。

通知及び公表先	主な伝達方法	担当班
防災会議委員	電話等	対策調整班
本部員及び各班等	庁内放送、電話等	〃
知事	電話、無線等	〃
警察・消防	電話、無線等	〃
指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関	電話等	〃
報道機関等	電話、プレスリリース等	広報広聴班
一般住民	報道機関、防災広報車、防災行政無線、ホームページ等	〃

イ. 災害対策本部を廃止したときの通知、公表については、設置の場合に準じる。

#### 2. 組織・編成及び業務分担

##### (1) 災害対策本部の組織・編成は次のとおりとする。

ア. 災害対策本部は、本部の事務を統括する本部長、本部長を補佐あるいは本部長に事故があった場合にその職務を代理する副本部長と次のイの本部員等をもって組織する。

イ. 本部長の事務を分掌させるため、行政組織上、課長にある者等の本部員並びに本部員を部長とする部及び部に班を置き事務を処理する。

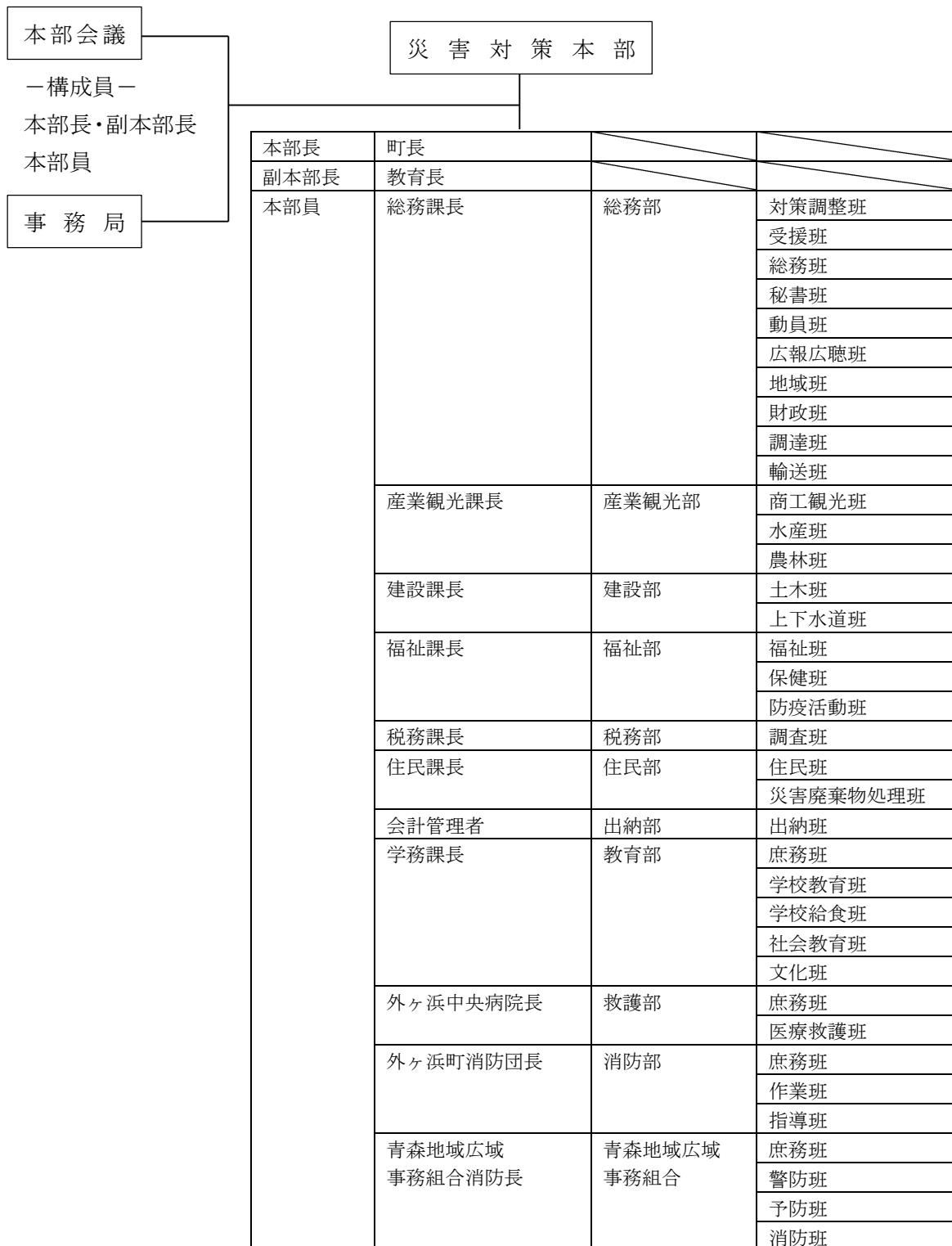
ウ. 災害対策本部に、災害応急対策に関する基本的事項を協議、決定するため本部会議、本部の事務を整理する事務局を置く。

本部会議は、災害対策の総合的基本方針の決定等を行う。

エ. 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が必要とした都度開催する。

オ. 必要に応じて現地災害対策本部を設置し、副本部長又は本部員のうちから本部長が指名する者を現地災害対策本部長として充てる。

## 〔組織機構図〕



(2) 災害対策本部班別業務及び青森地域広域事務組合災害警備本部班別業務は次のとおりとする。

ア. 外ヶ浜町災害対策本部班別業務分担

部名	部長	班 名	班 長	分 担 事 務	要 員
総務部 長	対策調整班	総務課長		1. 災害対策本部の運営及び統括に関すること 2. 被害状況の把握及び報告に関すること 3. 地震・津波情報等の総括に関すること 4. 防災会議に関すること 5. 関係官庁諸団体との連絡調整に関すること 6. 知事への自衛隊災害派遣要請の要求に関すること 7. 知事への防災ヘリコプター運航要請に関すること 8. 自衛隊との連絡調整に関すること 9. 災害救助法関係の総括に関すること 10. 災害情報の総括に関すること 11. 災害関係の陳情に関すること 12. 運輸通信(鉄道・バス・船舶・電話・郵便)、電力、ガス関係の被害調査に関すること 13. 他市町村等への応援に関する県への要請及び連絡に関すること(給水等を除く) 14. 知事への応援要請に関する事(給水を除く)	総務課職員
				1. 受援に関する状況把握・取りまとめに関すること 2. 資源の調達・管理に関すること 3. 庁内調整に関すること 4. 調整会議の開催に関すること 5. 応援職員の支援に関する事	総務課職員
				1. 議会との連絡に関する事 2. 庁舎及び支所の被害調査に関する事 3. 無線・有線電話の確保及び臨時電話の架設に関する事	総務課職員
				1. 本部長及び副本部長の秘書に関する事 2. 視察者及び見舞者の応接に関する事 3. 被災地の視察に関する事	総務課職員
				1. 庁舎職員等避難者の整理誘導に関する事 2. 職員の非常招集及び配置に関する事 3. 応援職員の派遣要請及びあっせん手続に関する事 4. 駆前、災害現場等の案内所の設置運営に関する事 5. 諸団体(自主防災組織・町内会・その他ボランティア団体等)への協力要請及びその動員に関する事	総務課職員
	広報広聴班	総務課長		1. 災害の取材(写真を含む)に関する事 2. 災害の広報に関する事 3. 広聴活動に関する事 4. 住民相談所に関する事	総務課職員

部名	部長	班 名	班 長	分 担 事 務	要 員
総務部	総務課長	地域班	各支所長	1. 災害情報等についての災害対策本部への連絡に関すること 2. 管内関係団体との連絡に関すること	各支所職員
		財政班	総務課長	1. 総務部内の連絡調整に関すること 2. 災害応急対策関係予算の措置に関すること	総務課職員
		調達班	総務課長	1. 食料品等の調達に関すること 2. 災害対策用物品、資機器材の調達に関すること 3. 車両の確保及び配車に関すること 4. 町有財産の被害調査及び応急対策に関すること 5. 応急復旧工事の請負契約に関すること	総務課職員
		輸送班	総務課長	1. バス緊急輸送の確保に関すること 2. バス運行路線の確保に関すること 3. 資機材及び燃料の確保に関すること 4. バス運行の広報に関すること 5. 緊急輸送車両の整備に関すること	総務課職員
産業観光部	産業観光課長	商工観光班	産業観光課長	1. 産業観光部内の連絡調整に関すること 2. 商工業及び観光関係の被害調査並びに応急対策に関すること 3. 商工業関係の被害証明及び商工業関係の被災者への融資のあっせんに関すること 4. 海水浴場及び観光施設等の安全対策に関すること 5. 燃料、雑貨等の確保に関すること	産業観光課職員
		水産班	産業観光課長	1. 水産業関係施設及び水産物等の被害調査並びに応急対策に関すること 2. 船舶関係の被害調査及び応急対策に関すること 3. 生鮮食料品等の確保に関すること 4. 水産業関係被災者への融資のあっせんに関すること 5. 水産業関係の被害証明に関すること	産業観光課職員
		農林班	産業観光課長	1. 農林業関係被害調査及び応急対策に関すること 2. 主要食料の確保及び応急供給に関すること 3. 生鮮食料品等の確保に関すること 4. 農林業関係被災者への融資のあっせんに関すること 5. 農林業関係の被害証明に関すること	産業観光課職員
			産業観光課長	1. 農地及び農業用施設の被害調査並びに応急対策に関すること 2. 農地等の被害証明に関すること	産業観光課職員

部名	部長	班 名	班 長	分 担 事 務	要 員
建設部	建設課長	土木班	建設課長	1. 建設部内の連絡調整に関すること 2. 道路、橋梁、港湾、漁港等の被害調査及び応急対策に関すること 3. 各河川の被害情報の収集及び応急対策に関すること 4. 水防に関すること 5. 障害物の除去に関すること 6. 公共建築物の被害調査及び応急修理に関すること 7. 応急仮設住宅の建築及び住宅の応急修理に関すること 8. 建設部内の連絡調整に関すること 9. 都市施設の被害状況及び応急対策に関すること 10. 公園施設及び街路樹の被害調査並びに応急対策に関すること 11. 町営住宅の被害調査に関すること 12. 応急仮設住宅の設置に必要な調査に関すること 13. 応急仮設住宅の入居者の選定及び応急仮設住宅に関すること 14. 災害公営住宅の建設及び既設公営住宅への特定入居に関すること 15. 住宅の応急修理に必要な調査に関すること 16. 独立行政法人住宅金融支援機構扱いの災害復興住宅融資のあっせんに関すること 17. 被災住家及び工作物等の現地確認、指導に関すること 18. 建設部内の庶務及び連絡調整に関すること 19. 建設部の管理に係る施設の被害調査及び応急対策に関すること 20. 職員の非常招集及び配置に関すること	建設課職員
		上下水道班	建設課長	1. 上下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること 2. 断減水時の広報に関すること 3. 給水車の借上及び配車に関すること 4. 給水等に関する他市町村への応援に関する県への要請及び連絡に関すること 5. 給水活動に関すること 6. 施設の復旧に関すること 7. 災害復旧資機器材の確保に関すること 8. 水質検査に関すること	建設課職員

部名	部長	班 名	班 長	分 担 事 務	要 員
福祉課長		福祉班	福祉課長	1. 福祉施設の被害調査及び応急対策に関する こと 2. 避難所の開設及び運営管理に関するこ と 3. 炊き出しその他食料の供給に関するこ と 4. 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸 与に関するこ と 5. 救援物品の受領及び保管並びに配分に関する こと 6. 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並び に災害援護資金の貸付に関するこ と 7. 救援金の配分計画及び配分に関するこ と 8. 要配慮者の安全確保対策に関するこ と 9. ボランティアの受入れに関するこ と	福祉課職員
		保健班	福祉課長	1. 福祉部内の連絡調整に関するこ と 2. 医療機関の被害調査に関するこ と 3. 医療、助産及び保健に関するこ と 4. 避難所等における衛生保持に関するこ と 5. 防疫に関するこ と 6. 遺体の処理（埋火葬を除く）に関するこ と 7. 負傷者の把握に関するこ と 8. 医療救護班の編成に関するこ と 9. 医療救援隊との連絡調整に関するこ と 10. 医薬品、衛生材料の調達に関するこ と	福祉課職員
		防疫活動班	福祉課長	1. 建物及び工作物の被害状況並びに被災者実 態調査に関するこ と 2. 被災者名簿の作成に関するこ と 3. 被害届の受付及び罹災証明の発行に関する こ と 4. 災害に伴う町税の減免措置に関するこ と	福祉課職員
税務課長	税務課長	調査班	税務課長	1. 住民部内の連絡調整に関するこ と 2. 避難者の把握（立退先等）に関するこ と 3. 遺体の埋火葬に関するこ と 4. 埋火葬の証明に関するこ と	税務課長
住民課長		住民班	住民課長	1. 住民部内の連絡調整に関するこ と 2. 避難者の把握（立退先等）に関するこ と 3. 遺体の埋火葬に関するこ と 4. 埋火葬の証明に関するこ と	住民課職員
		災害廃棄物 処理班	住民課長	1. 処理施設の被害調査に関するこ と 2. 災害廃棄物の処理及び清掃に関するこ と	住民課職員
出納部	会計管理者	出納班	会計管理者	1. 救援金の受領及び保管に関するこ と 2. 災害関係経費の経理に関するこ と	出納室職員
教育部	学務課長	庶務班	学務課長	1. 教育部内の庶務及び連絡調整に関するこ と 2. 国立、公立、私立学校施設の被害調査に関するこ と 3. 町立学校施設の応急対策に関するこ と 4. 職員の非常招集及び配置に関するこ と 5. 文教関係の被害記録に関するこ と	学務課職員

部名	部長	班 名	班 長	分 担 事 務	要 員
教 育 部	学 務 課 長	学校教育班	学務課長	1. 被災児童生徒等（幼児を含む。以下同じ）の調査に関すること 2. 応急の教育に関すること 3. 学用品の調達、給与に関すること 4. 児童生徒等の保健及び環境衛生に関すること	学務課職員
		学校給食班	学務課長	1. 学校給食施設の被害調査及び応急対策に関すること 2. 学校給食の確保に関すること	学務課職員
		社会教育班	社会教育課長	1. 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること 2. 社会体育施設の被害調査及び応急対策に関すること	社会教育課職員
		文化班	社会教育課長	1. 文化財及び文化施設の被害調査及び応急対策に関すること	社会教育課職員
救 護 部	外ヶ浜中央病院長	庶務班	事務長	1. 救護部内の庶務及び連絡調整に関すること 2. 町立病院の管理に係る施設の被害調査及び応急対策に関すること 3. 職員の非常招集及び配置に関すること 4. 収容患者の給食の確保に関すること	病院職員
		医療救護班	病院長	1. 傷病者等の医療救護及び看護に関すること 2. 医療薬剤及び資材の供給確保に関すること 3. 患者の避難誘導に関すること 4. 保健班への応援に関すること	病院職員
消 防 部	外ヶ浜町消防団長	庶務班	消防団副団長	1. 町災害対策本部との連絡調整に関すること 2. 消防本部の管理する施設の被害に係る応急対策に関すること 3. 団員の非常招集及び配置に関すること 4. 関係機関への連絡調整及び応援に関すること 5. 部内の庶務に関すること	消防団員
		作業班	消防団副団長	1. 指導係の事項に関すること 2. 行方不明者及び遺体の捜索に関すること 3. 水防工作の実施に関すること 4. 災害の拡大防止に関すること	消防団員
		指導班	消防団副団長	1. 消防施設の被害調査に関すること 2. 災害の情報収集及び警報に関すること 3. 団員の非常招集及び配置に関すること 4. 被災者の救出、救護及び誘導に関すること 5. 避難の勧告、指示の伝達及び誘導に関すること 6. 障害物の除去に関すること 7. 危険物施設等に対する応急措置対策に関すること	消防団員

注) 部長の項中、括弧書きに規定する者は、当該部長が事故又は欠けた場合、その職務を代理する。

なお、次長を2人置く部にあっては、当該部長があらかじめ指定する当該部の次長がその職務を

代理する。

#### イ. 青森地域広域事務組合災害警備本部班別業務分担

部名	総括	班 名	班 長	分 担 事 務	要 員
青 森 地 域 広 域 事 務 組 合 消 防 長	青 森 地 域 広 域 事 務 組 合 消 防 長	庶務班	庶務課長	1. 町災害対策本部との連絡調整に関すること 2. 消防本部の管理に係る施設の被害調査及び応急対策に関すること 3. 職員の非常招集及び配置に関すること 4. 関係機関への連絡及び相互応援に関すること 5. 緊急消防援助隊に関すること	庶務課職員
		警防班	警防課長	1. 災害情報の収集及び被害状況の報告に関すること 2. 警報等の伝達に関すること 3. 救助、救急活動に関すること 4. 通信施設の保守に関すること 5. 通信の運用及び無線の統制に関すること 6. 消防隊の出動指令に関すること 7. 災害状況図及び警防活動図の作成に関すること	警防課職員
	予防班		予防課長	1. 危険物施設等に対する応急措置及び対策に関すること 2. 消防等の広報に関すること 3. 資機器材の調達に関すること 4. 写真記録に関すること	予防課職員
		消防班	中央消防署長	1. 消防及び水防活動その他災害応急対策に関すること 2. 被災者の救出、救護及び捜索に関すること 3. 避難勧告等及び誘導に関すること 4. 障害物の除去に関すること 5. 罹災証明に関すること	中央消防署員

### 3. 職員の動員

災害対策本部が設置された場合は、全職員が登庁して対処する。

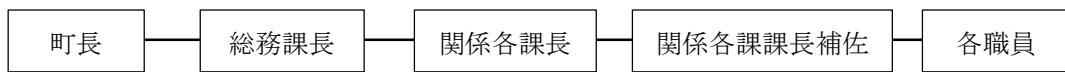
ただし、災害状況により、本部長の指示により動員の規模を縮小できる。

なお、それぞれの部内の職員の動員の方法等については、初動体制マニュアルによる。

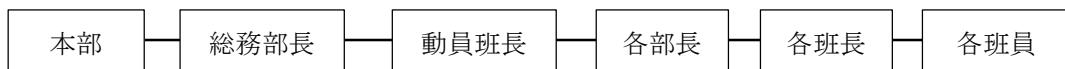
#### (1) 動員の方法

ア. 職員の動員は、原則として、連絡を待たずに直ちに参集するいわゆる自主参集による。なお連絡を要する場合は、次の連絡系統により行う。

##### (ア) 本部設置前



##### (イ) 本部設置時



イ. 自主参集した職員及び動員の指示を受けた職員は、直ちに所定の配備につく。

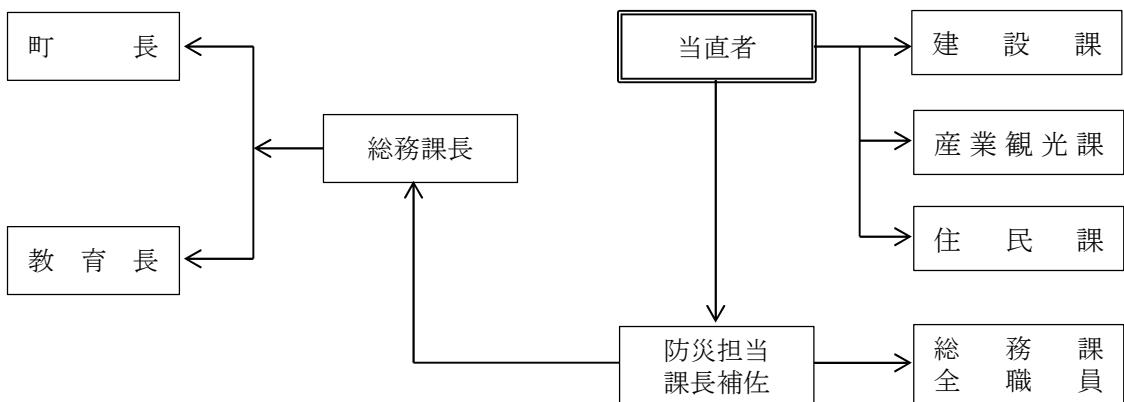
ウ. 各部長は、部内各課（班）の応急対策に必要な職員が部内各課（班）における調整を行ってもなおかつ不足し活動に支障があると判断したときは、総務課長（動員班長）に応援職員の配置を求めることができる。

エ. 総務課長（動員班長）は、応急対策活動の状況に応じ、要員の確保に努めなければならない。

## (2) 当直者からの通報による非常連絡

勤務時間外における当直者からの非常連絡は、次により行う。

《 非常連絡系統図 》



## (3) 勤務時間外における職員の心得

ア. 職員は、勤務時間外において、災害が発生し、又は災害の発生が予想されるときは、初動体制マニュアルに基づき速やかに所属勤務場所に登庁し、応急対策活動に従事するよう努めなければならない。

イ. 職員は、出勤途上知り得た被害状況又は災害情報を所属課長（班長）（又は参考場所の指揮者）に報告する。

## 4. 防災関係機関等との連携

### ア. 大規模災害等における国、県、防災関係機関等との連携

大規模災害時における初動期（概ね発災後 72 時間）の消火、救出、救助、救護活動等を迅速かつ的確に行うため、防災関係機関等（DMA T、警察、消防、自衛隊、海上保安部、国土交通省等）は相互に連携するものとし、人命救助を最優先に人的・物的資源を最大限に活用するものとする。

### イ. 国、県、防災関係機関等からの情報連絡員の派遣

町災害対策本部には、自衛隊、海上保安部、県、東日本旅客鉄道株式会社、東日本電信電話株式会社、日本赤十字社、東北電力株式会社等の国、県、防災関係機関等の情報連絡員の派遣を求めることができる。

また、国、県、防災関係機関等の情報連絡員は、必要に応じて、町災害対策本部会議に参画するものとする。

### ウ. 消防応援活動調整本部

緊急消防援助隊が出動した場合、消防組織法第 44 条の 2 に基づき、消防応援活動調整本部（本部長は知事、副本部長は県危機管理局消防保安課長及び本県に出動した指揮支援部隊長）が設置され、消防の応援等の総合調整を行う。

## 第4節 町災害対策本部に準じた組織

町災害対策本部が設置される前及び町災害対策本部を設置するに至らないと判断されるが、津波注意報等の発表状況及び地震による被害の状況等によって、災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合等は、以下により対処する。

なお、町災害警戒対策本部等の組織及び運営は、町災害対策本部の組織及び運営に準じる。

### 1. 町災害警戒本部（警戒体制2号-2）

#### (1) 設置基準

第2章第2節「配備態勢」の表中「警戒態勢2号-2」の項に定めるとおり

#### (2) 廃止基準

災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき

#### (3) 設置及び廃止時の通知、公表

ア. 町災害警戒本部を設置したときは、必要に応じ通知及び公表をする。

イ. 町災害警戒本部を廃止したときの通知、公表については、設置の場合に準じる。

#### (4) 職員の動員

町災害警戒本部が設置された場合は、初動体制マニュアルに基づき、総務課の全職員が登庁して対処する。

### 2. 町災害情報連絡室（警戒態勢2号-1）

#### (1) 設置基準

第2章第2節「配備態勢」の表中「警戒態勢2号-1」の項に定めるとおり

#### (2) 廃止基準

災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき

#### (3) 設置及び廃止時の通知、公表

ア. 町災害情報連絡室を設置したときは、必要に応じ通知及び公表をする。

イ. 町災害情報連絡室を廃止したときの通知、公表については、設置の場合に準じる。

#### (4) 職員の動員

町災害情報連絡室が設置された場合は、初動体制マニュアルに基づき、総務課の一部職員が登庁して対処する。

## 第5節 防災関係機関の災害対策組織

防災関係機関は、気象予報・警報、水防指令等の発令状況及び被害の状況等によって、災害対策組織を設置して対処するものとする。

### 1. 災害対策組織

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関における災害応急対策のための組織、事務分掌等については、防災業務計画等に基づき、それぞれの定めるところによる。

### 2. 職員の配備基準及び動員

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の職員の配備基準及び動員については、防災業務計画等に基づき、それぞれの定めるところによる。